

いしかわ子どもの権利基本条例 の解説

令和8年3月

石川県

前 文

子どもは、社会の宝であり、一人一人が様々な個性や能力を有するかけがえのない個人として、人々に愛され、信頼されることによって、自分に自信と誇りを持ち、夢や希望を持って安心して健やかに育つことができる。

また、児童の権利に関する条約は、子どもに対するあらゆる差別の禁止、子どもの最善の利益の確保、子どもの生命、生存及び発達に対する権利の保障並びに子どもの意見の尊重を原則としており、子どもが生まれながらに有している生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利をはじめとした子どもの権利を社会全体で保障することが求められている。

しかしながら、いじめ、児童虐待、子どもの貧困及びヤングケアラーの問題など、子どもを取り巻く状況は深刻であり、こうした困難な状況に直面しても、声を上げられずに我慢している子どもや誰にも相談できずに悩んでいる子どもがいる。

子どもがこうした問題の被害者とならず、また、加害者や傍観者にもならないようにするためには、大人はもとより、子ども自らが、子どもの権利について意識を高め、理解を深めることが必要である。とりわけ、子どもが、子どもの権利について理解することにより、自己及び他者が共にかけがえのない個人であることを認識し、支えてくれる全ての人に感謝するとともに、積極的に社会的活動に参画する意欲が高まり、新しい社会を築いていくことができるようになる。そして、大人は、子どもの声に耳を傾け、寄り添っていくことが大切である。今こそ、石川県民が協力し、子どもの権利が保障される社会を実現していかなければならない。

ここに、日本国憲法、児童の権利に関する条約及びこども基本法にのっとり、子どもの権利が保障され、子どもが健やかに、笑顔あふれる幸せな生活を送ることができる幸福度日本一の石川県の実現を目指し、この条例を制定する。

【要 旨】

条例制定の趣旨をうたったものである。

【解 説】

- 1 子どもは、一人ひとりが異なる個性や能力を持つ、かけがえのない存在であり、社会全体にとって大切にされるべき存在である。子どもが愛情と信頼を受け、自分は大切に思われていると実感できることは、自己の価値を認識し、自信や誇りを持って、夢や希望を抱きながら安心して成長していくうえで欠かすことができない。

- 2 こうした考え方は、子どもを権利の主体と位置づける児童の権利に関する条約において、差別の禁止、子どもの最善の利益、生命の保障と健やかな生存・発達の確保、意見表明の尊重の四原則として示されている。これらを踏まえ、子どもが生まれながらに持つ、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利などを社会全体で保障することが求められている。
- 3 近年、いじめや児童虐待、子どもの貧困、ヤングケアラーなど、子どもに関する課題は深刻化、複雑化している。その一方で、悩みを抱えていても声を上げられない子どもがいる状況があり、子どもがこうした問題の被害者とならず、また、加害者、傍観者にもならないようにすることが重要である。
- 4 そのためには、まず大人が子どもの権利をよく理解し、尊重することが大切であり、同時に子どもに、子どもの権利について十分伝えていくことが必要である。子どもは、自らの権利が守られ、尊重されることを通じて、自己がかけがえのない存在であることを知り、他人もまた同様にかかけがえのない存在であることを知る。そのように自己の権利を尊重された子どもは、周囲に信頼と感謝の気持ちを持ち、また積極的に社会的活動に参画し、新しい社会を築いていく意欲が高まる。
- 5 大人は、子どもの声に耳を傾け、その思いを受け止め、気持ちに寄り添い、尊重する姿勢が求められる。子どもをはじめ、県民一人ひとりが協力し、家庭、学校、地域など社会全体で、子どもの権利が保障される環境をつくっていくことが必要である。
- 6 日本国憲法が保障する基本的人権、児童の権利に関する条約、そして、子どもの最善の利益を尊重し子ども施策の推進を掲げるこども基本法を踏まえ、子どもの権利が保障され、子どもが健やかに、笑顔で、幸せに育ち、暮らすことができる、幸福度日本一の石川県を目指すことを宣言するべく、この条例を制定するものである。

「いしかわ子ども総合条例」と「いしかわ子どもの権利基本条例」の関係について

いしかわ子ども総合条例（平成19年3月22日条例第18号）は、子どもの基本的人権の確保（第4条）、子どもの最善の利益の考慮等（第5条）について定め、福祉・教育など子ども施策全体を体系的に整理し、行政による包括的な支援体制を通じて子どもの権利を守る「制度的な保障の枠組み」を大人に提供する。これに対し、本条例は、子ども自身が社会の一員として意見を表明し、参画することを通じて権利を行使できる「主体的な権利保障の枠組み」を子どもたちに示すものであり、両条例は相互に補完し合う関係にある。

なお、本条例名に「基本」という言葉が含まれているのは、本条例が子どもの権利保障に関する施策の根幹となる基本理念や基本方針を定めているためである。

条 文

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利の保障に関し、基本理念を定め、県及び市町の責務並びに保護者、学校関係者等、事業者、子ども・子育て支援団体等及び県民の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが健やかに幸福な生活を送ることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

【要 旨】

本条例の目的を規定したものである。

【解 説】

本条例は、子どもの権利の保障に関する基本理念を定めるとともに、子どもが安心して自分らしく生活し、成長できる社会を実現するため、社会全体で子どもの権利保障を進める仕組みを整備することを目的とする。また、県や市町の責務、保護者、学校関係者等、事業者、子ども・子育て支援団体及び県民それぞれの役割を明らかにし、併せて、県の施策の基本となる事項を規定することにより、全ての子どもが、健やかに幸福な生活を送ることができる社会の実現を図るものである。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 子ども 心身の発達の過程にある者をいう。
- 二 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- 三 学校関係者等 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設その他これらに類する施設の職員その他の子どもの教育又は福祉に関連する職務に従事する者をいう。
- 四 子ども・子育て支援団体等 子どもの支援及び子育ての支援を行うことを目的とする団体及び個人をいう。

【要 旨】

本条例における用語について、解釈上の疑義が生じないように、定義を定めたものである。

【解 説】

1 「子ども」の定義について

こども基本法の「こども」の定義を踏まえ、民法上の成人年齢である18歳といった一定の年齢で必要なサポートが途切れないようにとの趣旨で、心身の発達の過程にある者を「子ども」と定義している。

なお、こども基本法は「こども」（平仮名表記）としているが、本条例においては、県の他の条例等の表記を勘案し、「子ども」と表記している。

2 「保護者」の定義について

「その他の者で、子どもを現に監護する者」とは、親権者、未成年後見人以外の者で、現に子ども等の所在や動静を把握し、監護を行っていると客観的に認められる者を指す。

（例：同居の祖父母、児童福祉施設の長、里親、寄宿舎の管理人 等）

3 「学校関係者等」の定義について

(1) 「学校教育法第1条に規定する学校」について

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校を指す。

(2) 「児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設」について

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設（児童館等）、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターを指す。

(3) 「その他これらに類する施設」について

学校教育法第124条に規定する専修学校（高等課程、専門課程又は一般課程）及び第134条に規定する各種学校のほか、子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設を想定している。

（例：放課後児童クラブ、放課後子ども教室、フリースクール 等）

(4) 「その他の子どもの教育又は福祉に関連する職務に従事する者」について

子どもの支援に関わる者を想定している。

（例：民生委員・児童委員、スクールソーシャルワーカー、子どもの見守り活動に関わる者 等）

4 「子ども・子育て支援団体等」の定義について

子どもや子育ての支援を目的として活動する団体や個人を想定している。

（例：子ども会、子育てサークル、母親クラブ・父親クラブ、青少年育成団体、PTA、子どもや親の相談支援団体 等）

【参考法令】

○「子ども」の定義

- ・こども基本法 第2条（定義）
- ・民法 第4条（成年）

○「学校関係者等」の定義

- ・学校教育法 第1条

(基本理念)

第3条 子どもの権利の保障は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 子どもを含めた全ての県民が、子どもの権利について意識を高め、理解を深めることができるよう支援すること。
- 二 子どもが自らに自信と誇りを持ち、その能力を培い成長することができる環境を整備すること。
- 三 子どもが自己の権利を正しく理解するとともに、他者の権利を尊重するよう支援すること。

【要 旨】

本県において子どもの権利を保障するに当たっての基本理念を規定したものである。

【解 説】

- 1 第一号は、子どもが安心して自分の意見や気持ちを表明しながら成長していくためには、子ども自身だけでなく、県民一人ひとりが子どもの権利を知り、関心を高め、正しく理解する必要があることを示したものである。そのための啓発等の取組が重要である。
- 2 第二号は、子どもが自信や誇りを持てるように、自分の力を伸ばしながら成長していくためには、安心して過ごせる場や、相談や挑戦ができる機会など、必要な環境を確保することが重要であることを示したものである。
- 3 第三号は、子どもが安心して自分らしく過ごし成長していくためには、自分の権利を理解するとともに、まわりの人にも権利があることを認識し、互いを尊重する力を育む必要があることを示したものである。そのための学習機会の確保等の支援が重要である。
- 4 子どもの権利を尊重することは、子どもの要求を全て受け入れることを意味するものではなく、子どもが社会のルールや他者の権利を軽視するような行動をとる場合は、保護者を含めた大人は、子どもの最善の利益の観点から、適切に助言や指導を行うことが求められる。

【参考法令】

- ・こども基本法 第3条（基本理念）

(県の責務)

第4条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国及び市町と連携し、並びに保護者、学校関係者等、事業者、子ども・子育て支援団体等及び県民と協力して、子どもの権利に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

【要 旨】

本条例の目的を達成するための県の責務を明らかにしたものである。

【解 説】

- 1 子どもの権利が保障され、子どもが安心して過ごし、成長できるようにするための施策を策定し、実施することは、地方公共団体の重要な責務である。いじめや児童虐待など子どもを取り巻く環境が深刻化・複雑化する中、本条は、こうした状況に対し県が積極的に取り組む姿勢を示している。
- 2 県は、福祉、医療、教育など様々な分野で、子どもが権利を守られ、安心して生活し、成長できる環境を整備するための施策を推進する必要がある。そのためには、県の組織において関係部局と連携することはもとより、国や市町、保護者、学校関係者等、事業者、子ども・子育て支援団体、県民といった、子どもや家庭に関わる多様な主体と協力し、社会全体で取り組むことが重要である。

【参考法令】

- ・こども基本法 第5条（地方公共団体の責務）

（市町の責務）

第5条 市町は、基本理念にのっとり、国及び県と連携し、地域の実情に応じて、子どもの権利に関する施策を推進するよう努めるものとする。

【要 旨】

本条例の目的を達成するための市町の責務を明らかにしたものである。

【解 説】

- 1 子どもの権利が保障され、子どもが安心して過ごし、成長できるようにするための施策を策定し、実施することは、地方公共団体の重要な責務である。市町は、子どもが安心して暮らし、学びや成長の機会を得られるよう、学校や公園など身近な生活環境の整備や、地域での活動の支援等を進めている。また、子どもに関する施策や相談支援を実施し、関係機関と連携しながら、子どもや家庭を身近な立場で支えている。
- 2 市町は、地域の実情に応じて子どもの権利を守り、子どもが安心して過ごせる環境をつくる重要な役割を担っているため、本条では、国や県との連携を求めている。

【参考法令】

- ・こども基本法 第5条（地方公共団体の責務）

（保護者の役割）

第6条 保護者は、基本理念にのっとり、自らが子どもの健やかな成長について第一義的な責任を有するとの認識の下に、県、市町その他の関係者から必要な支援を受けながら、子どもが生活のために必要な習慣を身に付けることができるようにするとともに、子どもの自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

【要 旨】

本条例の目的を達成するための保護者の役割を明らかにしたものである。

【解 説】

- 1 子どもの健やかな成長については、家庭を基本とし、保護者が第一義的な責任を有する。子どもの生活の場である家庭（里親、児童養護施設等含む）は、安心して過ごせる居場所であり、考え方や生き方の基本を身に付ける大切な基盤である。
- 2 保護者は、子どもに愛情をそそぎ、その気持ちを受け止め、意見に耳を傾けつつ、励まし、見守り、日常生活を整えるなどして、子どもの発達と自立を支える存在である。また、子どもは保護者から多くを学ぶため、保護者は子どもの生活や心のあり方、成長に大きな影響を与える。
- 3 こうした保護者の重要な役割を踏まえ、本条では、保護者が、子どもの生活習慣の形成や自立に向けた力の育成、心身の健やかな発達を促すよう努めることを定めている。
- 4 また、子育ては社会全体で支えるものでもあることから、保護者が、必要に応じて行政などの支援を適切に活用しながら子育てに取り組むことの大切さを示している。

【参考法令】

- ・こども基本法 第3条（基本理念）第五号
- ・児童福祉法 第2条
- ・教育基本法 第10条（家庭教育）

（学校関係者等の役割）

第7条 学校関係者等は、基本理念にのっとり、学校、児童福祉施設等における子どもの安全を確保し、子どもが安心して学び、及び育つことができるよう努めるとともに、子どもが子どもの権利について意識を高め、理解を深め、及び意見を表明し、並びに社会

的活動に参画することができるよう、必要な支援に努めるものとする。

【要 旨】

本条例の目的を達成するための学校関係者等（第2条第1項第3号）の役割を明らかにしたものである。

【解 説】

- 1 学校や児童福祉施設等は、多くの子どもにとって家庭に次いで長く過ごす場であり、同年代の仲間と学びや経験を重ね、心身を育むとともに、安心して過ごせる居場所となっている。
- 2 子どもにとって、学校関係者等は、気持ちや意見を受け止め、困ったときに支え、励まし、成長や自立を後押ししてくれる存在である。また、子どもの変化に気づき、必要な支援につなぐ重要な役割も担っている。こうした関わりにより、子どもは安心して自分らしく活動できる。
- 3 こうしたことを踏まえ、本条では、学校関係者等が子どもの権利保障の意義を理解し、いじめや虐待、体罰などから子どもを守ること、また、子どもが自らの権利を知り、意見を表明し、多様な活動に参加できるよう支援に努めることを定めている。
- 4 なお、いじめや虐待、体罰などの問題に対応する際には、学校関係者等だけで抱え込まず、行政など関係機関と連携して取り組むことが重要である。

（事業者の役割）

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者がその子どもに接する時間を十分に確保することができるようにするとともに、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

【要 旨】

本条例の目的を達成するための事業者の役割を明らかにしたものである。

【解 説】

- 1 子どもが保護者や家族と一緒に過ごす時間は、子どもの発達や成長に欠かせない大切な時間である。
- 2 共働き家庭が増加する中、保護者が子どもと関わる時間や、保護者の心のゆとりを確保することは、保護者が子どもの声に気づき、子どもの変化を察しやすくなるなど、子どもの成長を支えるうえで重要である。
- 3 事業者が、従業員の仕事と子育ての両立を支援することは、子どもと過ごす時間の確保につながるるとともに、人材の確保・定着や働きやすい職場づくり、生産性の向上にも寄与する。

4 こうしたことを踏まえ、本条では、事業者が、従業員の家庭での子どもとの時間を確保できるよう配慮し、仕事と家庭生活の双方を大切にしながら安心して働ける環境づくりに努めることを定めている。

【参考法令】

- ・こども基本法 第6条（事業主の努力）
- ・次世代育成支援対策推進法 第5条（事業主の責務）

（子ども・子育て支援団体等の役割）

第9条 子ども・子育て支援団体等は、基本理念にのっとり、専門的知識及び経験を活用し、子どもの支援及び子育ての支援を推進するよう努めるとともに、国、県及び市町が実施する子どもの権利に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【要 旨】

本条例の目的を達成するための子ども・子育て支援団体等の役割を明らかにしたものである。

【解 説】

- 1 子ども・子育て支援団体等は、子どもが安心して過ごし、自分らしくいられる居場所を提供するとともに、様々な体験や学びの機会を通じて、子どもの気持ちに寄り添う身近な存在である。
- 2 子ども・子育て支援団体等は、子どもや家庭とつながり、子どもの育ちや保護者の支援など、きめ細かな活動を行っていることから、地域で子どもの権利保障を支える重要な役割を担っており、行政との協働も期待されている。
- 3 こうしたことを踏まえ、本条では、子ども・子育て支援団体等が、その専門性を生かして子どもや保護者の支援に取り組むこと、併せて、県など行政の施策への協力に努めることを定めている。

（県民の役割）

第10条 県民は、基本理念にのっとり、子どもの権利について意識を高め、理解を深めるとともに、国、県及び市町が実施する子どもの権利に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【要 旨】

本条例の目的を達成するための、本県に居住する全て県民の役割を明らかにしたものである。

【解 説】

- 1 地域の人々は、あいさつや声掛けなどを通じて子どもをやさしく見守り、様々な交流の中で子どもの視野や経験を広げ、子どもが地域で安心して暮らし成長していく力を育む存在である。
- 2 県民一人ひとりの見守りや気づきは子どもの権利を守り、健やかな発達・成長を支えるとともに、安心して子育てができるあたたかい社会づくりにつながる。
- 3 子どもの権利保障は社会全体で進めるべきものであり、県民一人ひとりの理解と協力が欠かせないことから、本条では、県民が子どもの権利を知り、関心を高め、正しく理解するとともに、県など行政の施策への協力に努めることを定めている。

【参考法令】

- ・ こども基本法 第7条（国民の努力）

（意見表明及び社会参画の促進）

第11条 県は、全ての子どもがその年齢及び発達の程度に応じて意見を表明するとともに、多様な社会的活動に参画することができるよう、必要な環境の整備を図るものとする。

【要 旨】

県の施策の基本となる事項として、子どもが年齢及び発達の程度に応じて意見を表明し、多様な社会的活動に参画する機会を確保するため、県が必要な環境整備を図ることを規定したものである。

【解 説】

- 1 子どもが自分の考えや気持ちを述べ、意思を示し、様々な場所や分野の活動に参画することは、生まれながらに保障された権利である。子どもが、自分の気持ちを受け止めてもらえる安心感を得ながら発達・成長するうえでも非常に重要である。また、子ども一人ひとりが年齢や発達の段階に応じて自分の意見や思いを表し、社会活動に参加できるよう十分に配慮する必要がある。
- 2 こうしたことを踏まえ、本条では、全ての子どもが、年齢や発達の程度に応じて、安心して自分の考えや気持ちを表すことができ、興味や関心に応じて多様な社会的活動に参画できるよう、県が必要な環境を整備することを定めている。
- 3 子どもが意見を表明し、その意見を施策に生かしていくためには、子どもが理解しやすい資料や説明を用意し、安心して発言できる場や機会を確保することが重要である。また、聴く側が子どもの気持ちや背景を尊重し、遮らずに耳を傾けるなど、子どもが「分

かってもらえる」「安心して言える」と感じられるような工夫や配慮が必要である。

例：子ども向けのパブリックコメントやアンケートの実施、子どもが意見を投稿できる意見箱の設置、子どもとの意見交換会の実施、一時保護児童等への意見表明等支援員の派遣

【参考法令】

- ・こども基本法 第3条（基本理念）第3号

（子ども等の意見の施策への反映）

第12条 県は、子どもに関する施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、子ども及び保護者その他の関係者の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

【要 旨】

県の施策の基本となる事項として、子ども及び保護者その他の関係者の意見を子どもに関する施策の策定等に反映するために、県が必要な措置を講ずることを規定したものである。

【解 説】

- 1 子どもに関する施策について、子どもの意見を聴き、子どもの視点に立って進めていくことは、施策の当事者である子どもの権利を保障するものであり、子どもが「自分の思いが受け止められた」と感じながら、安心して成長していくうえでも重要である。また、子ども一人ひとりが、年齢や発達の段階に応じて自分の考えや気持ちを表すことができるよう、保護者をはじめ子どもに関わる者の意見も併せて考慮することは、施策の実効性を高めるうえで重要である。
- 2 こうしたことを踏まえ、本条では、県が子どもに関する施策を策定・実施・評価する際に、子どもが「安心して言える」「自分の声が届く」と感じられるよう、子どもや保護者など関係者の意見を適切に反映させるため、必要な措置を講ずることを定めている。
- 3 なお、子どもの意見の反映の程度は、施策の目的等によって異なり、子どもの最善の利益を実現する観点から、必要な要素を比較して検討した結果、子どもの意見とは異なる判断が導かれる場合がある。その際には、子どもに、その理由をわかりやすく説明し、子どもが「意見を言ってよかった」と思えるよう、丁寧な対応を行うことが求められる。

例：子どもに対し施策への意見を聴く場や機会の確保（子ども向けのパブリックコメントやアンケートの実施、子どもが意見を投稿できる意見箱の設置、子どもとの意見交換会の実施等）、子どもに関する施策を調査審議する機関から子どもへの意見聴取

【参考法令】

- ・児童の権利に関する条約 第12条
- ・こども基本法 第11条（こども施策に対するこども等の意見の反映）

（広報啓発）

第13条 県は、県民が子どもの権利について意識を高め、理解を深めることができるよう、広報その他の啓発活動を行うものとする。

【要 旨】

県の施策の基本となる事項として、県民の子どもの権利に関する理解促進のため、県が広報その他の啓発活動を行うことを規定したものである。

【解 説】

- 1 子どもの権利を保障するためには、子ども自身はもとより、県民一人ひとりが子どもの権利を知り、関心を高め、正しく理解することが重要である。子どもが自分の気持ちや困りごとを安心して伝えられ、まわりの人々に理解されると感じられるような環境をつくるためにも、県民の理解は欠かせない。
- 2 こうしたことを踏まえ、本条では、県民が子どもの権利への意識と理解を高めることで、子どもがより安心して過ごせるよう、県が広報その他の啓発活動を行うことを定めている。

例：ホームページ・SNS・広報誌による情報発信、解説書・リーフレット・動画を活用した啓発、市町や学校等関係機関と連携した周知、県民向けイベントでの広報、理解促進・気運醸成に向けたシンポジウムの開催

【参考法令】

- ・こども基本法 第15条（この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知）

（相談体制の充実）

第14条 県は、子どもの権利の擁護を図るため、子ども及び保護者その他の関係者からの相談に応ずるための体制の充実を図るものとする。

【要 旨】

県の施策の基本となる事項として、子どもの権利の擁護を図るため、県が相談体制の充

実を図ることを規定したものである。

【解 説】

- 1 子どもの悩みや不安の背景には、子どもの権利が侵害されていたり、十分に保障されていなかったりする場合がある。子どもは、気持ちをうまく言葉にできないことや、周囲の反応を恐れることから、助けを求めることが難しいことも多い。また、保護者自身が悩みを抱えている場合や、まわりの人々が子どもの変化に気づく場合もある。
- 2 こうしたことを踏まえ、本条では、子どもが不安や悩みを一人で抱え込まず、安心して相談できるようにするため、県が子ども及び保護者等からの相談に応ずる体制を充実させることを定めている。
- 3 県による具体的な相談体制としては、教育委員会がいじめや学校生活における悩み事の相談に応じているほか、児童相談所が虐待や養育困難などの家庭環境に関する相談を受け付けている。これらの機関は、子どもや保護者が抱える問題の種類や緊急度に応じて、適切な支援や保護につなげるための中心的な役割を果たしている。
- 4 子どもの権利救済については、法務省の人権擁護機関である法務局において、いじめや虐待などの人権侵害に関する相談を受け付けており、被害者からの申出により調査や救済の手続きを行っている。県では、子どもが安心して相談できるよう、人権擁護機関と連携し、相談につながりやすい環境づくりに努めている。

例：電話やSNSによる専門相談窓口の設置、関係機関と連携した相談窓口の設置、専門的な相談機関の設置（児童相談所等）、関係機関が情報共有等を行う会議の開催

（権利擁護）

第15条 県は、子どもが権利侵害その他の不利益を受けた場合において、専門的知見に基づいて適切かつ迅速に救済を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

【要 旨】

県の施策の基本となる事項として、子どもが権利侵害その他の不利益を受けた場合に適切かつ迅速に救済を図るため、県が必要な措置を講ずることを規定したものである。

【解 説】

- 1 子どもは、権利侵害などによって不利益を受けても、不安や恐れから状況を十分に伝えられず、助けを求めることが難しいことがある。また、こうした不利益の背景には様々な要因が関係している場合があり、対応が遅れると問題が深刻化し、子どもの成長に影響を及ぼすおそれがある。
- 2 こうしたことを踏まえ、本条では、子どもが一人で悩みを抱え込まず、安心して救済につながるよう、専門的知見に基づき適切かつ迅速に対応するための措置を県が講ずることを定めている。

3 子どもの権利救済については、法務省の人権擁護機関である法務局において、いじめや虐待などの人権侵害に関する相談を受け付けており、被害者からの申出により調査や救済の手続きを行っている。県では、子どもが安心して相談できるよう、人権擁護機関と連携し、相談につながりやすい環境づくりに努めている。

例：一時保護児童等への意見表明等支援員の派遣、スクールソーシャルワーカーの派遣、学校でのいじめ問題対策チームの設置

(推進体制の整備等)

第16条 県は、子どもの権利に関する施策を推進するための体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

【要 旨】

県の施策の基本となる事項として、子どもの権利に関する施策を推進するため、県が体制の整備その他必要な措置を講ずることを規定したものである。

【解 説】

子どもの権利に関する施策は、子どもが安心して過ごし、自分らしく成長できる環境を社会全体で支えていくため、総合的に推進する必要がある。また、子どもを取り巻く環境は、家庭、学校、地域など様々であり、関係者が相互に連携・協力して取り組むことが不可欠である。こうしたことを踏まえ、本条では、県が子どもの権利に関する施策を推進するための体制整備など必要な措置を講ずることを定めている。

例：子どもの意見を聴き施策に反映させるための取組（子ども向けのパブリックコメントやアンケートの実施、子どもが意見を投稿できる意見箱の設置、子どもとの意見交換会の実施等）、子どもに関する施策を調査審議する機関の設置、関係者が協議・情報共有等を行う会議の開催、子どもの権利の啓発資料の作成（リーフレット・動画等）

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

【解 説】

附則第1項は、本条例の施行期日を規定したものである。本条例は公布の日である令和7年12月24日から施行するものである。

(検討)

- 2 県は、この条例の施行後、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

【解 説】

附則第2項は、本条例の施行後において、本条例の施行の状況について検討・見直しを行い、必要があるときは、改正等所要の措置を講ずることを規定したものである。

【参考法令】

児童の権利に関する条約

第12条

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

こども基本法（令和四年法律第77号）

（定義）

第2条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

- 2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。
 - 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
 - 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
 - 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

（基本理念）

第3条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（略）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 (略)

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の努力)

第6条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の努力)

第7条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第11条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

民法（明治29年法律第89号）

(成年)

第4条 年齢18歳をもって、成年とする。

学校教育法（昭和22年法律第26号）

第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第124条 第1条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。

- 一 修業年限が一年以上であること。
- 二 授業時数又は単位数が文部科学大臣の定める授業時数又は単位数以上であること。
- 三 教育を受ける者が常時四十人以上であること。

第125条 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

2 専修学校の高等課程においては、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定め

るところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて前条の教育を行うものとする。

3 専修学校の専門課程においては、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。

4 専修学校の一般課程においては、高等課程又は専門課程の教育以外の前条の教育を行うものとする。

第134条 第1条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第124条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。）は、各種学校とする。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第2条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第7条 この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターとする。

教育基本法（平成18年法律第120号）

（家庭教育）

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）

（事業主の責務）

第5条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備、

育児休業を取得しやすい職場環境の形成、労働時間の短縮の取組その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

【条例の検討経過】

年	月	内 容
令和6年	9月	条例整備について検討開始
令和7年	4月	有識者への個別意見聴取
	7月	県議会厚生文教委員会で条例骨子を報告
		県子ども政策審議会で条例骨子・素案について審議
		パブリックコメント実施（～8月、大人向け・子ども向け）
	8月	小学生との意見交換会を開催
		県厚生文教委員会で条例案を報告
	9月	条例の検討過程について県ホームページ、SNSを使い情報発信
		子どもの権利に関するウェブアンケートの実施（～11月）
		チラシを作成し、県イベント等で配布
	11月	公聴会の開催
県厚生文教委員会で条例案を報告		
12月	条例公布・施行	